

塩谷町告示第 88 号

塩谷町こども家庭センター設置要綱をここに公布する。

令和 6 年 4 月 25 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町こども家庭センター設置要綱

令和6年4月25日

訓令第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条の規定に基づく母子健康包括支援センター(以下「支援センター」という。)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2の規定及び市町村子ども家庭総合支援拠点設置要綱(平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。)に基づく子ども家庭総合支援拠点(以下「支援拠点」という。)の機能を有し、効果的で切れ目のない一体的な支援を実施するものとして、塩谷町こども家庭センター(以下「こども家庭センター」という。)を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 こども家庭センターは、健康生活課に置く。

(対象者)

第3条 こども家庭センターの対象者は、町内に存在するすべての子どもとその家庭(里親及び養子縁組を含む。)及び妊産婦とする。ただし、町長が認めたときは、その限りでない。

(業務内容)

第4条 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行い、切れ目のない一体的な支援を実施することとする。

(1) 支援センターに関する業務

(2) 支援拠点に関する業務

2 前項第1号の業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること。

(2) 妊娠・出産及び子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言及び保健指導を行うこと。

(3) 必要に応じて支援プランを策定すること。

(4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと。

(5) その他町長が必要と認めること。

3 前項第2号の業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 子ども家庭支援全般に関すること。

(2) 要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦等への支援に関すること。

(3) 関係機関との連絡調整を行うこと。

(4) その他の必要な支援に関すること。

(職員)

第5条 こども家庭センターに、次の職員を置く。

(1) センター長

(2) 総括支援員

(3) その他必要な職員

2 前項に規定するセンター長は、総括支援員を兼務することができる。

(関係機関との連携)

第6条 こども家庭センターは、関係機関及び関係者等との連携を図り、円滑かつ効果的な支援を実施するよう努めるものとする。

(守秘義務)

第7条 こども家庭センターの職員は、職務上知り得た対象者の個人情報及び秘密等を保護し第三者に漏らしてはならず、業務遂行以外に用いてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、こども家庭センターの運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から施行する。